

規制改革・民間開放推進会議第2回重点事項推進WG（第2回放送・通信SW）議事概要

- 1．日時：平成18年6月5日（月）10：15～11：46
- 2．場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室
- 3．議題：総務大臣主催「通信・放送の在り方に関する懇談会」の取りまとめの方向について
- 4．出席者：○総務省
松原聡 通信・放送の在り方に関する懇談会座長（東洋大学教授）、竹田義行 情報通信政策局長、阪本泰男 情報通信政策局総合政策課長、南俊行 情報通信政策局放送政策課長、鈴木茂樹 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長
○規制改革・民間開放推進会議
宮内義彦 議長、鈴木良男 議長代理、八代尚宏 総括主査、黒川和美 委員、原早苗 委員、安念潤司 専門委員、大橋豊彦 専門委員、鬼木甫 専門委員
- 5．議事概要

○宮内議長 おはようございます。それでは定刻でございますので、これから「規制改革・民間開放推進会議」の第2回「重点事項推進WG」を開催いたします。

当会議としては、残されましたあと1年の期間で、最大限の成果を上げるため、消費者、利用者本位の制度の確立や行政の効率化に資する規制改革・民間開放に重点的に取り組み、今月中を目途に本年度最初の答申をとりまとめることにしております。

それに当たりましては、本日のような形で公開討論を行うなど、当会議が有するあらゆる権限を行使しつつ議論を進め、規制改革・民間開放推進本部での大臣折衝や総理の御裁断をいただくなどを方針としております。

本日は、当会議の重点検討事項の1つでございます放送・通信分野の改革について、総務大臣の通信・放送の在り方に関する懇談会の松原座長並びに総務省の竹田情報通信政策局長を始め、幹部の皆様にお越しをいただきまして、マスコミの方々にも公開して意見交換をさせていただきます。

松原座長、並びに総務省の皆様方、大変御多忙のところ御足労いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

さて、当会議といたしましては、昨年来、多メディア融合時代の放送と通信の在り方を重点検討事項と位置づけ、審議を重ねてきております。その成果といたしまして、昨年末にとりまとめた当会議の第2次答申、これはお手元の資料1でございます。ここでは、公共放送等の在り方を踏まえたNHKの改革、地上波放送における競争の促進などについて諸般の施策を提言申し上げ、政府の規制改革・民間開放推進3か年計画にも反映されたところでございます。

特に、公共放送の在り方につきましては、保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスクランブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、将来を見通した公共放送の在り方全体の見直しを早急に行い、平成 18 年度早期に一定の結論を得るとされております。

そのような中で、放送・通信を所管する総務省におかれましては、竹中大臣のリーダーシップの下、昨年末に通信・放送の在り方に関する懇談会の設置を早速決定され、年明けから精力的に検討を進めてこられました。

その検討対象は、公共放送の在り方にとどまらず、放送事業全般、通信事業における競争の促進、更には通信と放送の融合が進む時代の法体系の在り方など大変広範であり、かつ約半年の間にこれらについて一定の方向性を示そうという意欲的なものでございます。

座長を務めておられます松原先生は、大変御苦労が多かったろうとお察し申し上げる次第でございます。

その懇談会の検討もいよいよ佳境と申しましょうか、最終段階に入ったと承知しております。

当会議といたしましては、昨年末に政府に対して答申して以来、言わば監視役という形に徹して各方面の検討状況を見守ってまいりましたが、それらの検討は深まりつつあるタイミングであることを踏まえまして、お手元の資料の 2 でございますが、先日、改革の方向性を整理した見解として公表したところでございます。

そこで、本日は懇談会の松原座長ほか、総務省の幹部の方々にお越しいただきまして、現在の検討状況、あるいは懇談会としてのとりまとめの方向につきまして御説明をいたなくとともに、私ども会議の考え方を改めて御説明申し上げ、改革の実現に向けた具体的な施策について議論を深めたいと考える次第でございます。

それでは、そのような前提の下に、まず懇談会の検討状況、とりまとめの方向などにつきまして、恐れ入りますが松原座長から御説明をちょうだいできればと思います。

恐縮でございますが、15 分程度でおまとめいただければ大変ありがたいと思っております。

(報道関係者退室)

○松原座長 宮内議長、鈴木代理、あと委員の皆さん、事務局の皆さん、お招きいただきまして、本当にありがとうございます。検討の課題がオーバーラップしておりますし、それから方向性についても、おおむね一致していると考えております。また、私どもがこういう問題を勉強する際に、貴会議の諸資料、検討結果等々は大変参考にさせていただきました。どうもありがとうございます。

それから、検討状況に関しましては、今まで 13 回やってまいりまして、明日の 6 月 6 日が 14 回、これで最後にいたします。ですから、本日は、直前ぎりぎりの段階ではございますが、この懇談会は大変民主的に進めてまいりまして、前回の段階でも座長一任はいただいております。

ですから、今日の議論の結果も、完全に6日の明日に生かせる状態でございます。これは正直に申し上げまして、ただ今の段階で最終報告書はコンクリートなものになっておりませんし、繰り返しになりますが、座長一任もいただいていないという状態でございますので、是非今日実りある議論をいたしまして、できる限りそれを最終の報告書の中でも生かしていきたいと考えております。

それでは、内容の方の説明に入っていきたいと思いますが、配布資料の報告書の案、これが第13回、6月1日に私の方がまとめまして出した案でございますので、こちらをベースにお話しさせていただきたいと思います。

まず、私どもの問題意識とともに、実は報告書全体にも関わることになるんですが、2011年という時期を明確な目標年次にいたしました。この2011年をフルデジタル元年といひましょうか、完全デジタル元年と位置づけました。

その根拠は、2010年度に政府がIT新改革戦略で、ブロードバンド・ゼロ地域の解消ということを掲げております。このことは、2010年度が終わった段階で、日本中にほぼブロードバンドに対するアクセスが保証されていると、このような状態になるということでございます。

もう一点は、2011年7月のテレビのアナログからデジタルへの完全移行、アナログ停波でございます。この2つを見据えますと、2011年という時期が日本にとって、それまで何百年だか、もっと続いたアナログの世界からいろいろなものが、すべてデジタルに移行する時期だと。

それにふさわしい法体系、規制の体系、それから特殊法人等の組織の在り方等を検討していきたいと、こういうことを目標にしたわけでございます。

ですから、我々の何々すべきであるという提言のすべては、2011年に実現していただきたいということでありまして、一部の中で2010年という記述がございますのは、2010年の法律事項であれば、通常国会辺りまでに処理をしっかりと、結論を出してくれと、そうすれば、2011年に間に合うだろうということでもあります。

ですから、私たちの提言のすべては、2011年にこういうような体制が実施できていること。それに向けての検討をしたということでございます。

具体的なお話に入っていきたいと思います。お手元の資料の前半は、今、申し上げましたような我々の問題意識でございますので、4ページ目から入っていきたいと思います。

具体的な事項について、御説明させていただきます。4ページの「(2)融合を進めるための環境整備」の「IPマルチキャストの著作権法上の扱い」についてでございますが、これはIPマルチキャストによる、とりわけ電気通信役務利用放送が放送の一種であるにもかかわらず、通信として規制されていることによって、そのメリットが十分に生かし切れていないと、だから、これはなるべく早く速やかに放送として扱えるように措置してほしいということでもあります。

これは、この報告書の読み方ではありますが、速やかにというのは、2011年を待たずにす

ぐやってくれということでもあります。

それから、その後、やはり著作権法という体系自体が、デジタルにふさわしいものにすべてなっているかという点、恐らくそうではないだろうと。例えば、有線放送区分の問題等もあるだろうと。これは、即座にというわけにはいかなくても、最初に申し上げました 2011 年に間に合うように、しっかりとした措置を取ってくださいということでございます。

それから、5 ページの にまいりますが、ここは我々がこういう問題を考えるときの一番大事だと思っているところでございます。先ほど申し上げましたような、完全デジタル元年ということは、いわゆる、今、もうテレビで宣伝しているトリプルプレイサービスに象徴されるように、伝送路も多様化していく。それから利用者の方から見ると、トリプルプレイですから、1 本の伝送路で複数のサービス、テレビも電話もインターネットも受けられると、そういう時代にふさわしい法体系にすべきだと。

現在の法律は、通信・放送に関わる部分で 9 本ございまして、これは幾ら何でも融合時代にふさわしい体系とは言えないだろうと。やはりそれをまとめて、逆にサービスのレイヤーごとに分けたような法体系に変えていくべきではないか。

レイヤーごとというのは、通信サービス、プラットフォーム、コンテンツということになるかと思いますが、言わば縦割型の 9 本の縦割を上手にレイヤーごとに移してもらいたいということです。

ただ、ここは誤解を一部受けた点でございますが、規律、法律の体制は、横割を縦にするということと、現在、既に縦になっている組織を分断するような形にはならないか。規律、規制の方を変えるのであって、組織の方はむしろそのままで結構だし、むしろそれを拡大していても構わないと、そういう点でございますが、少なくとも今の縦割 9 本というのは、利用者にとっても業界にとっても不都合ではないかということでございます。

それから、同じページの下の方にまいりまして「通信関係法制の抜本的な見直し」でございますが、主としてここは N T T の組織に関わる問題であります。

といいますのは、日本の通信をフルデジタル時代に考えるに当たって、プレイヤーとして N T T の占めるウェートというのが大変高いと。かつ非対称規制であった N T T は基本的には特殊法人であって、やはりこの組織の在り方というものが、これから先の通信を考える上では非常に重要だということでありまして、私たちも大きな問題意識と長い時間をかけて議論してきた点でございます。

この点に関しましては、報告書では P という言葉が打っておりますが、これはペンディング、まだ 1 日の段階で結論が付いていないということでありまして、実はこの点に関しましては、1 日の段階でも議論は深めましたが、まだペンディングのままでありまして、明日最終的な形、P を取るという作業をしている最中であります。

しかしながら、私どもの問題意識は明確でありまして、今の通信の状況につきまして、まず、N T T のボトルネック性があると、こういう認識でございます。物理的に見たら、

銅線、メタルのシェアは99%以上でありますし、光を含めましても95%ぐらいでしょうか。光単独で見て7割と、まず、そういうところでのボトルネック性はあるということであり、ます。

それから、そのような物理的なネットワークのボトルネック性に対して、サービスの方の競争状況を見ると、メタルを使ったDSL、とりわけADSLについて見ますと、サービスシェアは4割ぐらいになっておりますから、ここは大分コンペティティブな環境になっていると。

逆に光の方のサービスシェアを見ますと、6割を超えるような状態であって、やはりある事業のシェアが、1事業体が6割のシェアというのはおかしいという認識でありまして、ここは残念ながら競争的になっていないと。こういう状況を見ると、ボトルネック性があり、メタルから光に変わっても、その状況はサービスについても変わらない。むしろ問題が深刻化する可能性すらある。ですから、そのボトルネック部分のオープン性というものを、現在以上、今より強くしていかなければ、公正な競争は成り立たないだろうと。こういう問題意識はほぼ一致しております。

その意味で、ここで使っております機能分離という言葉がございますが、現在の会計分離を、もう少し強く機能分離を徹底すべきだという方向性ではほぼ一致しているわけであり、ます。

もう一点は、今のNTTの組織がNTT法の下に、持株会社の下に、通信関係で言えば、4つの事業会社、ドコモとコミュニケーションズと東西がぶら下がる形になっておりますが、このスキームは大体96年のころに決まったスキームでありまして、全くIP化を前提としていない。

そういう組織で2011年を迎えられるのかというと、我々共通の意識として、それは無理だろうと。要するに世界中どこを見ても、日本の47都道府県の中でしか営業できないような機能的通信会社の存在というのは、本当に見たことがございませんから、これが2011年でフルデジタルでさあっというときに、この組織で行けるわけがないという認識でございます。

その意味で、NTTに関しましては2点です。アクセスのボトルネック性があって、それはよりオープン性を高めなければいけない。

もう一つとして、96年にほぼ決まった99年の再編のNTTの今のスキームは、2011年の通信・放送融合時代の事業体としてはもたないだろうと、こういう認識でありまして、具体的なところは、明日決めるわけでございますけれども、何とか今の新しい組織で迎えられるような方向性を打ち出したいと考えているところでございます。

次に放送についてでございます。

放送については、まず、いわゆるマスメディア集中排除原則の問題がございまして、我々の問題意識は、やはり地上波しかなくて、テレビ事業者の数が非常に少なかった時代、電波の稀少性の時代の発想であって、多チャンネル化になり、伝送路も多様化した時代に

ふさわしい規制かというのと、むしろ問題の方が大きくなってきたのではないかと。ですから、マスメディア集中排除原則は緩和すべきだと。

しかし、キー局といいましょうか、ネットワーク協定を結んでいるグループ同士がくっつくといったようなのは、やはり放送の多元性といったような状況からすると好ましくないで、キー局といいましょうか、ネットワーク同士が合併するような緩和は好ましくないけれども、どちらかというところ、縦方向というんでしょうか。キー局と地方局の関係、キー局とBS、CSの関係みたいなものに関しては、資本関係等に関して緩和する方向でよろしいのではないかという判断でございます。

次が、まさにデジタル時代を前提とした我々の発想でございますが、まず、地デジが普及した2011年段階においては地デジの1つの帯域に当てはめられた13のセグメントが、部分的に余る可能性があるだろうと。それがまさにデジタル化のメリットであるはずで、そうすると、13セグメントのうちの余った部分に関して、自由に使えるような形にしていきたいと思います。

これが、7ページの発想でございます。やや文章が抽象的であります、言いたいことは地デジになったときの13セグメントのうち、空いた部分をその事業者が自由に使えるような形の法律の体系に変えるべきだということでございます。

次のIPマルチキャストの再送信に関しましては、まさに伝送路の多様化でありまして、テレビをブロードバンドで飛ばせると、電波ではなくて、そこで飛ばせるといったときに、原則としては地域限定はかけるべきではないと。

しかしながら、既に地上に関しては127の放送局があって、その放送局の経営の根幹を崩すような形になるのは当然好ましくないわけで、その辺りの上手な調和を考えながら、でも日本全国どこでも番組が見られるようになるということは、利用者のメリットでもありますから、その辺りの127の放送局の経営の問題と利用者のメリットの問題。

しかし、利用者のメリットということは、実は経営の方のメリットでもあるはずですので、その辺りの調和点を考えながら議論しているということでございます。

それから、時間がちょっとなくなってまいりましたので、NHKの問題に入っていきます。

NHKに関しましては、まさに不祥事が続出しており、なおかつ不祥事に基づく意図的な不払い、契約しているけれども受信料支払いを拒否している人が100万を超えたと。その一方で、数はよくわかりませんが、3割とも言われる未契約、もしかしたらもっと多いかもしれない。こういう存在があって、そのことを含めるとNHKの組織の在り方、受信料の在り方を抜本的に見直さなければいけない。これが我々の考えでございます、そのときに、やはり今のNHKのガバナンスが効かない理由の1つが、NHKの中に公共的な部分と非公共的な部分、受信料モデルで非収益でやらなければいけない部分と、収益でやらないといけない部分、これが非常に混在していることが、結果的にNHKのガバナンスが効かない大きな原因ではないかという意識に基づいて、NHKの組織の問題に

ついて議論いたしました。ここもペンディングでございまして、まだ最終的な結論には至っておりませんが、まず、娯楽・スポーツの制作部門の外部化について検討いたしました。

既に、子会社にエンタメがございまして、そういうところに外部化した方がよろしいのではないかという問題意識でございまして。

それから、伝送路、ハードの部分に関しまして、これも先ほど申し上げた 13 セグメントの議論とほぼ重なるんですけれども、NHK は地上波で 2 つ帯域を持っておりますから、合わせて 26 セグメントございまして、その中で、例えば教育放送みたいなものは HD で、ハイビジョンでやる必要はないだろうと。例えば、そこが SD でいいということになると、それだけで自動的に 8 セグメントぐらいぼんと空くわけですから、そういう空いたセグメントに関して、より自由な発想で使えるようにするためには、本体から切り離した方がいいのではないかと。こういう議論をいたしました。

それから、ブロードバンドの問題は、NHK のアーカイブ、これはブロードバンドで流すべきだと。50 万以上のアーカイブがあります。番組自体のトータルは百数十万あると聞いておりまして、とりあえず、それが NHK の建物の中で公開されている分で 5,000 しかないみたいな状態です。だから、これはブロードバンドで提供すべきで、これも本体内でやるべきか、本体外でやるべきか、収益だから本体外の方がいいかもしれないという議論をしております。

それから最後でございまして、国際放送でございまして、国際放送に関しては、報告書の案ではペンディングになっておりますが、当日、ほぼ議論は決着いたしまして、やはり世界的に魅力のある放送にするためには、NHK の中で政府の政策紹介みたいなものでは余り見てもらえないだろうと。民間の知恵、番組制作力も取り入れた形で世界に流すべきだということで、これは子会社で行こうということで、ほぼ一致しまして、当然そこでは民間の出資を受け入れると、もしかしたら民間の番組提供もあるかもしれない。

しかし、その一方で、完全な収益モデルでやれるかどうかはわかりませんので、できれば税金を投入する余地も残したい。ここはほぼ前回の 1 日に一致いたしました。

最後に受信料でございまして、受信料は、今は受信契約の義務という中途半端なものであると、受信料納付の義務というのをしっかり法律上明記した方がいいのではないかと。これは比較的早くやってもいいかもしれないという感覚であります。まだ、もう少し議論は詰めなければいけません、そういう問題意識であります。

それは、やはり公共放送というものは、受信料で担われるものだということを法律上しっかりと、もう一度確認すべきだということです。ただ、義務化しただけで受信料がばんと上がるというふうには考えておりません、やはり公共放送の位置づけというものをまず法律上明確にすべきだという問題意識であります。

それで、いろいろな措置が全部済んで、要するに組織の問題とか、未納の問題とかが全部済んで、国民の合意が得られた段階で罰則化は検討すべきだと、こういうスタンスでございまして。

ちょっと時間の関係で取り急ぎになりましたが、私の方からの御説明は以上にさせていただきます。ありがとうございました。

○宮内議長　ありがとうございました。それでは、次に、当会議の考え方につきまして、鈴木議長代理から約十分程度で御披露いただければと思います。

○鈴木議長代理　どうもありがとうございました。

それでは、お手元の「放送と通信の在り方について」と題する資料3をご覧ください。

最初に公共放送の在り方の見直し、すなわちNHKについてであります。この問題を考えるに当たっての出発点は、視聴者にとって何が重要かということだと思えます。放送法が制定された50年以上前とは違って、今は数多くのメディアが存在しております。そのような中で、たとえ公共放送であっても視聴者に与えてやる、見せてやるという姿勢では、到底国民の支持を得られるものではありません。視聴者に選んで見てもらう、満足してもらうという姿勢がなければ成り立たないと思えます。

その意味で、見ようが見まいが、テレビを買ったら払わなければならないという受信料制度は本来廃止すべきであると思えます。

しかしながら、長年定着してきた制度ですから、簡単には変えられないということで、当面維持するとしても、受信料収入をもって行う公共放送としての事業範囲は本当に必要なものに限定すべきであって、それ以外の事業については、財源も自由な契約に基づく料金収入などによることによって制約を取り外すべきです。これが去年の当会議の第2次答申が強調した点でありまして、現段階でも当会議の基本的な考え方であります。

そのような観点からいたしますと、現行の8波という保有チャンネルは大幅に削減すべきであると考えます。

その上で、受信料収入によって賄える公共放送として地上波2波を考えた場合であっても、真に公共放送としてふさわしい事業と、それ以外の事業に再編成すべきだと考えております。

それを経営上も明確化にし、NHKをスリム化することとともに、より自由な事業展開を可能とする観点から組織を別にすることも検討されてしかるべきではないかと存じます。

続いて地上波でございます。

2ページ目です。昨年末の第2次答申でも提言いたしました、マスメディア集中排除の原則の緩和に加えて、地上波放送用の周波数帯の他事業者へのリースの容認によって、放送事業者の経営の選択肢を増やして、その基盤を強化すること。またIPマルチキャストの特徴を生かして、地域を限定せず、地上波デジタル放送の再送信を行うことで、コンテンツの円滑な流通を促すことが必要であると思っております。

これらの施策を第2次答申で提言しました競争促進のための施策と併せて、着実に実行すべきであると考えております。

次に3ページ目にまいりますが、N T Tの在り方があります。平成11年に現在のような持株会社に再編されたわけですが、その方針が決定された平成8年当時より、行政改革委

員会では、公正有効競争を確保され得るのかについては強い懸念があるとして、その後も一貫して同様の観点から監視を続けてきたという経緯があります。

その懸念と申しますのは、事実上独占状態にある事業と、その他の事業が持株会社の下で一体的に運営されるのではないかという点でありまして、そのような懸念があるために、N T Tに対しては非対称規制を残さざるを得ず、規制緩和の推進も不徹底なものとなっております。

I P化の時代に、このような構造を持ち越すことは避けなければならないと考えております。

そこで、具体的には、アクセス部門を含むボトルネック設備の機能分離を行うとともに、禁止行為等の非対称規制を始めとする、公正競争確保のための施策を徹底する必要があります。

その上で、できるだけ早期に通信関連法制の抜本的な改正を行って、持株会社の廃止、東西会社の業務範囲規制の撤廃などを行うべきであります。

要は、N T Tが持つポテンシャルを発揮してもらうためには、事実上の独占状態にある部門との一体的な経営が行われる懸念を払拭する必要があります、そのためには公正競争の観点からきちんとした措置が講じられなければならないということであります。

最後に、通信と放送の融合に対応した制度についてであります。I Pマルチキャストについては著作権法上の有線放送と位置づけること。

技術的に通信と放送の共用化が可能となっている伝送機能について、通信・放送共通の規律を適用することなどを提言しております。

以上、当会議の現時点での見解を御紹介申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、今の私どもの会議の考え方につきまして、何か松原座長の方からコメントがございましたら、よろしくお願いします。

○松原座長 既に勉強させていただいている項目でございますが、N H Kについての問題意識、それから地上波放送のマスメディア集中排除の問題。

それから、先ほど発言の中では触れませんでしたけれども、コンテンツの円滑な流通、これも報告書の中に入れております。取引所みたいなものはつくれないとか、苦情処理の組織がつかれないかといったようなことも触れております。

それから、N T Tに関しましては、方向性はほぼ一致していると思っておりますし、融合法制に関しましては、インターネット配信を著作権法上の有線放送にする。ただ、行き先として有線放送区分自体も変えた方がいいという問題意識がございますが、当面の提言としては、これでそこはございませんので、ほぼ問題意識は共通しているなという感覚を、今、持ちました。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、残りの時間で御自由に意見交換をさせていただければと思います。どうぞ、御自由に御発言をいただければと思います。

鈴木議長代理、どうぞ。

○鈴木議長代理 先ほど御説明いただいた竹中懇の報告書を読ませていただき、ただいまの松原座長のお話も承って、私どもの昨年来の答申、それから5月30日に出した意見と多くの点で一致するということは、私どもも承知しておりまして、御尽力を評価したいと思っております。

しかし、数点でもう少し詳細な説明をして欲しい点もありますので、その点について2～3質問をさせていただきたいと思います。

ついでに言いますと、私どもも随分経験することですが、P、つまりペンディングが非常にたくさん付いている。残り少ない時間ですが、Pをとにかく一掃するように、一層の御尽力を賜わりたいと思っております。

最初に報告書の5ページに「伝送路・サービス・コンテンツといったレイヤー区分に対応した法体系とすべきではないか」と記述されておりますけれども、さっき御説明をいただいたが、このところを特にイメージがわくように、もう少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

○松原座長 ここは、実は2011年に向けての提言でございまして、具体的な9本の法律をどういう形のレイヤーごとにするかまでの議論はいたしておりませんが、ただ、私どもといたしまして、伝送路が融合していったときに、それぞれの参入についての規制が法律ごとに、事業ごとに異なっているということのような、例えばそういう障害をなくしていくべきではないかと。

それから、コンテンツの方の規制に関しましては、放送に関しては規制があるけれども、通信の場合には、逆に通信の秘密で規制がないと。しかし、通信の中で、放送的な1対nというのが大分増えてきていた。やはりそこについての規律も被せるようなことも検討しなければいけない。

その一方で、いわゆるもしも電話のような1対1の本来の通信に関しては、通信の秘密であるのが当たり前だと。そういうような意味で、伝送の部分、それからプラットフォームもありますけれども、コンテンツの部分、そういうところで、9本ばらばらになっているのを上手に横割りの形で、事業展開とか利用者にとって障害がない形に変えていくべきだと、こういう問題意識でございます。

○鈴木議長代理 ありがとうございます。コンテンツについての規制は、基幹放送の概念の維持を前提として、必要な法制手当をすると書いてございますが、それ以外は原則自由という考え方という原点に立ってお考えを進めていただきたいということを、基本的にはということだろうと思いますが、特にお願いしておきたいと思います。

では、報告書の5ページから6ページのN T Tの問題に移らせていただきます。

これを読んで、基本的には同じことを言っているので差異はないと思いますが、我々はN T Tの問題の基本は、まず、松原座長がさっきおっしゃった会計分離だけではなくて、機能分離をしっかりと行って、アクセスする人に対して中立性というのか、公平性をきちん

と担保するということが、これを徹底していただくのが、まずやるべきことだと考えます。

そうした上で、NTTは、今、持株会社の下での子会社を有機的に活用して、ちょうどKDDIとか、その他がやっているような事業のモデルを考えているようですが、NTTを一つの経営体として見るなら、こういう考え方もわからない話ではないが、いかなせん、さっき言われたように、巨大過ぎて、そういうドミナントな存在がまた出てくるのは、これは全体の発展のためによろしくない。それが基本です。

ですから、そのために何をすべきかということですが、そもそも平成8年の持株会社案は、分割すべしとする意見とそれを拒否する考えを、単に足し合わせただけのもので、そうすることによっていわば鬼子みたいなものを生んでしまったというのが本当のところだと思います。

ですから、持株会社を早急に廃止して、そして東西なりコムなり、あるいはドコモという会社は、それぞれの基礎ファシリティを持っているわけです。そのファシリティを有用な経営資産として、そのほかの領域についても、積極的な事業展開を図っていけるようにすべきです。

今までは、NTTグループ対非NTTグループを2社と数えましょうか、そういうものしかないのに対して、NTTの中から4つの競争体が出てきて、それにプラス2つがあって、6つの競争体がお互いに一定のルールの下で競い合っていく。この姿が日本の通信事業の発展のために、一番必要なことであるというのは、これはかねてからの議論で、さかのぼれば臨調時代以降の発想であったわけです。これをやっていくためには、持株会社の廃止をまずすべきです。その前に、さっき言ったように、アクセス部門の機能分離を早急にやるべきことは当然です。これが道筋だと考えますが、ちょっと言葉じりをとらえるようで恐縮ですが、貴懇談会資料の6ページのボトルネック云々のところでは、「NTT東西の業務範囲規制の撤廃、持ち株会社の廃止等の措置も講じるべきであり」とありますが、東西の業務範囲規制の撤廃というのは、持株会社を廃止した後は、業務範囲規制を撤廃して、各社が自由に各々やっていただくという順序ではないのかということです。恐らくそういうふうにお考えで、表現の順序が前後しているだけだと思いますが、その点を確認しておきたいと思いますが、いかがですか。

○松原座長 NTTに関しましては、持株会社の下に4つの事業会社がぶら下がっていて、併せて5つの会社の中で、持株会社と東西は特殊会社として、NTT法の規制を受けていると、こういうことであります。

それで、ゴールといたしましては、NTT法を廃止すれば、その3つの会社が特殊会社ではなくて、一般の会社になっていくと。当然そのときに法律をつくった趣旨、あるいは今、鈴木代理がおっしゃったような臨調以来の考え方からすれば、持株会社も当然廃止になるはずだと。

そのような意味で、ここでペンディングを打ってはおりますけれども、我々が考えておりますのは、NTT法自体を廃止する。当然持株会社を廃止する。4つの事業会社が民間

会社になるということではありますが、そういうことを考えております。ですから、それは同時に措置すべきことだと。

しかし、その一方で、政府規制が外れて、電気通信事業法の規制を受ける一般の事業会社になったときに、これはＮＴＴグループが、今、持っているシームレス化というか、再統合に向けての強い意思があるわけですから、ただ単にＮＴＴ法を廃止して、４つの事業会社で、さあ自由にどうぞということに対する危惧は、私どもはまだ強く持っていて、その中で再統合に対して、何らかの規制がかけられるのか、それはただ単に独禁法のような公正競争の観点からだけのチェックでいいのか。

逆に言えば、それを止めるためには、何かの組織の根拠法を残さなければいけないのかとか、その微妙な最後の詰めは、今、やっている最中ではありますが、趣旨としては、代理の御質問のように、同時にと。

○鈴木議長代理　ＮＴＴ法廃止と持株会社の廃止、それから東西会社に対する業務規制の廃止、つまり非対称規制の廃止は同時にやるという考え方ですね。その前提で私がさっき言ったようなプロセスを経る。持株会社廃止後の担保措置、中立・公平なアクセスの保証は、通信事業者に対しては、どの事業者についても他事業者のものを中立・公平に運ぶのは、一つの責務だろうと思いますが、そういう形でやっていきたいという考え方ですね。

○松原座長　はい。

○鈴木議長代理　わかりました。

それでは、報告書の８ページで、民間放送事業者による番組取引の実態について情報公開を求めていますね。ＮＨＫについても、番組取引の金額を含めた実態について公開を求めるべきではないでしょうか。

更に言うと、公共放送としての受信料の対象となる番組の受信料の支払いについては、貴懇談会は、義務化という事をおっしゃっておられるわけですが、義務化とするなら、それは即税金と同じことですね。税金であるならば、使途というものは、明確にして、国民に知らせるべきであるというのは当然だと思いますので、この点については、民間の情報公開だけではなく、ＮＨＫの番組制作費とか、その他もろもろの問題についての情報は、特に受信料つまり税金でもって賄われる限りにおいては、開示が求められると思いますが、いかがですか。

○松原座長　まず、前半の方のコンテンツの流通に関しての情報公開で、これはＮＨＫの方が当然きつい規定になっています。きつい規定というのは、ＮＨＫが政府設立の特殊法人であるから、一定の強い方向性が出せると。ですからＮＨＫの外部の番組調達比率を何％以上にすべきであるといったような強い指示が可能だと考えて、このような文言になっておりまして、そのことは自動的に、それに関わらず、すべての情報を民放以上に開示するというのは大前提であります。

それに対して、民間の放送事業者に対して、一定比率以上を外部調達しろと、諸外国ではそういう例があるんですけれども、今の段階で日本でそれをやることは、民間事業者に

対してふさわしくないと。ただ、方向性は出しておいて、せめてどの程度外部から調達したのかといった情報公開をしてくださいという意図でございます。ですから、NHKのこの点の情報公開については、民間以上に厳しいものが求められるのは当然だということでもあります。

2番目は、NHKの経営全般に対する情報公開でありまして、実はこれは私自身も政府の中で議論した点でありますけれども、独立行政法人等情報公開法の中で、NHKは放送事業者としての特殊な地位で、その対象外となっておりまして、自らがその制度を整えるという形になっております。

しかし、この点は実は経営の規律のところでも私どもは議論していないんですが、支払いの義務化、それから経営委員会の強化等の延長線上で、当然そのような国民のNHKの種々の情報に関するアクセシビリティは上げなければいけないというのは、我々の議論の延長として当然出てくると思います。

しかし、この点は、独立行政法人等情報公開法のところでも大分議論したんですが、やはり取材源の秘匿みたいなのがございまして、そんなのを開示請求されてもたまったものではありませんから、やや違った形になるのは仕方がないと思いますけれども、おっしゃるような受信料に基づく経営みたいなことに関しては、特殊法人である限り、ほかの独立行政法人等と全く同等の情報公開義務が課せられてしかるべきだと。具体的には議論しておりませんが、我々の議論の延長線上では、当然そういう方向性になると判断しています。

○鈴木議長代理 次にチャンネルの削減ですけれども、これは端的にお伺いしますけれども、大体どの程度に削減をするお考えですか。

○松原座長 チャンネル数の削減に関しては、現段階でもペンディングですが、ただ幾つか決まったところがございますので、今あるNHKの国際短波等を除いた8チャンネルに関して、BSは現在3つでございますが、難視聴対策等の措置等を踏まえて、BSに関しては1つでいいだろうということで、ほぼ一致しております。

そのうちの1チャンネルは、ほぼ2011年に停波されることが決まっておりますから、BS1、2のうちの1つは公共放送としてやる意味はないだろうと。1つあれば十分であろうというのが、まず私どもの判断でございます。

それから、地上の2つのチャンネルに関しましては、これは今の視聴者のニーズ等を踏まえて当面は維持すべきだと。ですから、地上波放送の総合と教育の2つは維持すると。

それから、ラジオに関しましては、第1放送、第2放送のAMとFMの3波がございますが、この3に関して1ないし2に減らすという方向でございます。

したがって、8を4ないし5に減らすということでありまして、4ないし5というのはAM、FMラジオ3波を1減らすか、2減らすか、そこについてはまだ最後の議論を詰めている最中でございます。

○鈴木議長代理 どうもありがとうございました。では、報告書の10ページのNHKの本

体と子会社の見直しの問題に移りたいと思います。私どもの資料3の1ページの表を御覧ください。これが私どもの基本的なコンセプトです。基幹的なサービスでも、これを従来の受信料でやる事については、基本的には賛成ではありません。賛成ではありませんが、先ほども申しましたように、長く続いたシステムですから、急激な変化等は無理であろうということも理解し、ある程度仕方がないとも考えるのですが、支払を義務化としますと、先ほどいいましたが、これはもう税金なのです。受信料部分は、これは「税金」だということです。そして、その他の部分で娯楽等については、税金ではなく「契約」だということになります。そういう問題だと思うわけですが、単純な図式でいいますと、契約と、税金とが重なり合うときにはどうすべきかといえ、税金の部分を少なくし、契約部分を多くするということは、これはだれしも納得のいく、議論の余地がないところだと思うのです。

そうすることによって、税金部分の負担が少なくなってくるのです。納得ずくのものの部分の方の負担でやっていくということによってです。ここで言ったら、受信料放送というのが、例えば現在1,000円として、これを税金と契約とに分けると、受信料つまり税金部分は、例えば300円になる。契約あるいは有料化によるものが700円になる。このようになっていくのが将来の姿だと思うわけです。

そこでお聞きしたいのは、先ほど座長もおっしゃられましたが、今、周波数の圧縮が進んでいますね。ですから、その圧縮によって、例えば12セグメントを必要とした今までのハイ・ディフィニションも6セグ程度でできるということもありえます。

そういうことになってくると、現在のNHKの1チャンネルと3チャンネルは、従来の1チャンネルの中に包摂できることになります。

なお、さっき言われたようなHDでやらなくてもよい、普通のもの、つまりSDでやってもよいということになったら、第1チャンネルの中に、1、3が全部入って、更に空き部分が出てくるというようなことさえ予想される。そうすると、今の第3チャンネルは空っぽになってしまうということがあり得るわけです。

そこで、私は2つほどお伺いしたいのは、乗り移りに当たって、今の1チャンネル、3チャンネルの放送というものは、これを仮に、いわゆる公共放送という形で、受信料の中で、つまり税金の中でやっていくとしても、いま言ったチャンネルの豊富さということから考えたら、今後出てくる新しい、特に娯楽、それから映画のたぐいは、そちら側の方に移って、そして契約制度に移り移っていくべきだと思います。これは当たり前のことだし、その新しいチャンネルは、更にそのほかの多元的な利用、例えば他の事業者に対して貸出すというようなこともありうる。これが有料になるのは当たり前のことです。

そういうことが考えられるわけですが、乗り移ったときの、今は公共の中に入っている娯楽部分についても・・もともと公共放送という言葉は、雲をつかむような概念で、NHKが流すものが公共放送だと言わんばかりの議論が横行しているわけですが・・その範囲を狭めて、娯楽の類の部分を、契約ゾーンの方に追い出すということを進めていくことに

よって、税金部分のウェートをどんどん低くしていく。それにより、税金負担が軽くなる方向を目指すべきだと思います。これについてどういうふうにお考えになるのかというのが第1点です。

○松原座長 1つ目を先にお答えしていいですか。

○鈴木議長代理 はい、どうぞ。

○松原座長 非常に難しい問題ですので、ちょっと区切らせていただきました。

まず、私たちがNHKとしての公共性の観点から、番組の中身をしっかりと精査しなければいけない。絞り込んでいかなければいけないと。このような問題意識は当然ございまして、今の鈴木代理の御指摘と同じ問題意識でございました。

そのときに、例えば地上波のテレビ放送を考えたときに、絞り込んでいった結果、チャンネルが1つで済むのか、それとも絞り込んでも2つは必要なのかというところの議論をいたしまして、現段階では、2つのチャンネルは必要だという判断になりました。

ただ、誤解を受けたくないのは、では2つのチャンネルをそのままだからといって、今のNHKの番組編成がそのままでもいいとは全く考えておりません。

ということは、ここは難しいところで、娯楽とは何ぞや、スポーツとは何ぞやみたいな話で、一つひとつ切っていくのは非常に難しい議論になりますが、やはり今のままではよろしくないと思っていますから、例えばスポーツでも、スポーツを丸ごとなくしていいのか、それとも民放でもやれるスポーツと、ある程度受信料を担保にしないとできないスポーツ放送もあるだろうと。娯楽ももしかしたら同じような側面があるかもしれない。

そういうふうに総合的に考えていったときに、総合と教育のチャンネルを1つで済むかということ、恐らくそうではないと思いますが、2つではあるけれども、今のままの番組編成でいいと、民放でも当然できるようなスポーツと娯楽をそのまま流していいというような発想には立っておりませんでした。

もう一つ、今度は技術的な問題になりまして、ここはまさにデジタル化のメリットだと私は思っておりますが、では2つ残したら、もうすき間がないのかということ、ここがデジタル化ですから、すき間はどんどん出てくるはずだと。まず、今のMPEG-2で流すことを前提といたしましても、教育関係の番組に関しては、スタンダード・ディフィニション、SDでいいだろうということになれば、12セグメントではなくて、4セグメントしか使えませんから、MPEG-2を前提としても、総合部分はハイビジョンで12セグ使っても、教育部分が4でよければ、今のNHKに与えられた26のうち、8は余るわけですから、2チャンネル残しても、SD2チャンネル分の新しい枠は出てくると。

それから、今、まさに鈴木代理がおっしゃったように、MPEG-2ではなくてMPEG-4/H.264のような技術を使いませしたら、圧縮が更に進めば、HD、ハイビジョンで流しても12セグメント使わないと。場合によっては、おっしゃるような6かもしれないと。

そうしますと、HD6で、SDが2ぐらいでしたら、26のうち相当部分が余ると。そういう状況を考えていったときに、余った部分に関しては、まさに代理がおっしゃったよう

に、非常に多元的、多様な使い方はしなければいけないし、その部分は非受信料の枠組みでやるべきだと思っておりますから、具体的な議論まではしてありませんが、その余ったセグメントを使うときには、当然非受信料の放送モデルでやるべきだと。そうすると、スクランブル等をかけるなどの別の収入を確保して得るべき部分だと、このように認識しております。

実は、そのところが、私どもが娯楽、スポーツ部分を分離したことのメリットは、実はその辺りに生かせるのではないかと。要するに娯楽、スポーツ部分は、一応、今の総合教育部分も番組は提供していきますけれども、その中身はどんどん精査してかなければいけない。そうすると、娯楽、スポーツ部分は、もしかしたら、余った帯域の非受信料モデルの方に多く番組を提供するようになるかもしれない。そのように考えていきますと、受信料モデルは限定していくべきだと。しかし、我々は2つのチャンネルは必要だけでも限定していくと。空きチャンネルに関しては、当然非受信料モデルでやるべきだと。

それから、分離した娯楽、スポーツ部分は、両方に番組を供給するけれども、だんだん非受信料モデルの方のウェートが上がっていく方が望ましいのではないかという認識を持っておりまして、その点で、貴会議の方向性と私自身は大きな齟齬がないのではないかという感じを持っております。

○鈴木議長代理　今のNHKが称するところの自分の放送がすべて公共放送であって、だから受信料でもって賄うべきというスタンスというか、そういう考え方は持っておりませんということですね。それについてもスポーツの中でも、受信料でやるべきものもあれば、そうではなく、契約の領域に移すべきものもあるであろうということは見直しをする。そして、受信料という税金部分から契約部分に移すべきものは、移す考えがありだと理解してよろしいですね。

○松原座長　方向性としてはおっしゃるとおりであります。ただ、私たちの懇談会が、今の段階でスポーツのプロ野球は非公共で、相撲は公共だとか、娯楽の中で大河ドラマがどっちでというような判断基準を、今、私たちがここで示すことは全く困難だと思っておりますが、ただ基本的な考え方として、娯楽を残すからといって、今、あるのを全部そのまま番組編成というような考え方には立っていないくて、その辺りの議論は、やはり今後詰めていっていただきたい。でも、方向性は全くおっしゃったとおりです。

○鈴木議長代理　わかりました。まさか大河ドラマはこっちだとか、昼のメロドラマはどうだとか、そういうことまでは書いてくれとは言いませんが、今、言ったものの考え方は、しっかり織り込んでおいていただきたいと強くお願いしておきたいと思えます。

次のもう一つの質問は、さっき言ったように余った周波数帯の処理の問題ですが、それをいろいろな形の放送として他人に貸すとか、あるいは新しい娯楽とかを吸収するのに使うのも一つの考えでしょうが、更にその帯域を全部放送の方で使ってしまうのは、ちょっともったいなさ過ぎるという感じがしてならないのです。世の中は、今、テレビの時代ではないです。携帯電話の時代です。

ですから、周波数は、さっきも言いましたが、動対動あるいは静対動の間で活用されるべきであって、静対静の間柄であるテレビの発信と受信機との間で、それが余ったら何としても使わなければいけない、やはり放送においてだという考えはなさらずに、必要なものは放送に残すが、そうではないものは、これは他の用途、通信の用途、つまり携帯電話の用途、動対動の用途に出すということを、ちょっと触れてはおられますが、そこら辺を確認しておきたいと思います。

○松原座長 その方向性は、全くそのとおりでございます。是非考えてくみ取っていただきたいのが、NHKの伝送部分を会計分離するなり、子会社にした方がいいのではないかという我々の6月1日段階の提言は、まさにそのことを実現するためでありまして、一体でしたら、それこそ中国語講座、ドイツ語講座を無理やりハイビジョンでつくって1つも余りませんよと。放送で使ってしまいますということになる可能性が高いわけです。

しかし、伝送部分がある程度会計分離したり、子会社化したりすれば、まさに鈴木代理がおっしゃったような26セグメントの併せて12メガヘルツの帯域は非常に魅力がある、どこでも使えるものであって、放送には2チャンネル分出すけれども、それはそのうちのある部分しか使えませんと。残った部分について、収益が上がるところは、実はニーズが大きいところですから、そういうところの使い方を自らのインセンティブでやれるようにするためには、やはり伝送部分を分けなければいけないという発想でしたから、ですから伝送部分を分けるという発想が、まさに今、鈴木代理がおっしゃった懸念なり、注文かもしれませんが、それを意図して分けたと。だから、一番もうかる、一番ニーズが高いところにどんどん使いなさいと。それは放送ではない可能性もあって、それに合わせて規制、規律の方も変えるべきだと、こういう認識でございます。

○鈴木議長代理 伝送路の分離については、私も非常によい案といえますが、当然やるべき案であって、賛成でありますから、是非実現していただきたいと思います。

最後になりますけれども、受信料の問題について、国民の理解を得る上で最も重要なのは、いわゆる義務化だとか、罰則化の議論もされましたけれども、国民の理解を受ける上で最も重要なのは、当会議の基本的な考え方として述べたとおりに、受信料収入をもって行う公共放送としての事業が真に必要なものに限定されておることが基本だと思うのです。その点を改めて強調させていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○宮内議長 委員の皆様方、何か御質問はございますか。

どうぞ。

○原委員 どうも丁寧な御説明、質疑を通じて理解も深まりまして、ありがとうございました。

私は、消費者としてこの会議に参画しておりますけれども、質問ということではなくて、意見ということで2つだけなんです、1つはNTTの問題なんです、5ページから受けて、通信事業における一層の競争の促進ということで、6ページにかかってNTTのボトルネック設備の話が書かれております。

この問題は、消費者側からとしても非常に関心が強いところで、特に 2011 年に向けて、私たちの生活の場面もかなりいろいろと変わってきておりまして、これは 2011 年を待つということではなくて、できることから早急に手当というんでしょうか、配慮をして、検討を進めて実現化を図っていただきたいと思います。かなり硬直的になっていて、競争が行われていないことでの弊害というのを消費者は被っていると考えております。

最終目的は 2011 年ですが、できる限り早くということ盛り込んでいただけたらと思います。

それから、一番最後の N H K の問題なんですけれども、11 ページに書かれていて、受信料制度の改革なんです、大変大きな議論をしていて、これから大きな議論になると思っています。その割にはちょっと行数が少なく、私としてはもう少し論点を書き込んでいただいた方が今後の議論になると思っています。

ぱっと読んだ限り、受信料支払いの義務化と書かれているんですが、今でさえ、国民年金の保険料は、あれほどの納付率なわけなので、義務化をして必ずそれで収入が入ってくるとは思えないので、そういった辺りとか、それから「過大な水準にある受信料徴収コストを出来る限り削減した上で」というのが非常に強調されて書かれていて、それを受けて義務化となっていると、やはりそれもそういうことだけではないので、論拠としてはコスト論だけではないと思います。

最も懸念をされて、質疑の中でも出ておりましたけれども、受信料支払いを義務化すると。何が公共性かということ問われる。その公共性について、これはまた言論の自由との関わりで、どこまで内容に踏み込むかということも論点として挙がってくるように思いますので、今言ったようなことを、是非中身に盛り込んだ形で最終的な意見書としてまとめていただければ、これからの検討にも参考になるのではないかと。意見ということで、よろしくお願いします。

○松原座長 N T T のボトルネック設備の問題に関しましては、組織全体を、今日、議論になったような N T T 法を廃止するかどうかという議論の前に、私たちはやるべきだと考えておりまして、文言の中に速やかにという言葉、これが 2011 年までではなくて、すぐやってほしいということですので、その点は全く一致でございます。

それから、受信料に関しまして、妙な自己規制をしていて 10 ページに収めたいと、11 でもいいんですけども、おっしゃるように、行数が足りないかもしれません。

ただ、ここで私たちが考えた点をちょっとお話しさせていただくと、最初に N H K 自体を民営化するとか、なくしてしまえということだってあり得るわけなんですけれども、私たちは最初にそうではなくて、民間放送と公共放送の二元体制は維持するというのを最初に確認いたしました。

その民間放送と公共放送は何かというと、公共性とは何かの議論は、実は全くできてなくて、公共企業体である N H K がやれば、公共放送だみたいなことなんです、おおざっぱにまずそれでいいだろうという認識を私たちは持ったんです。

ということかという、民放はC Mモデルであって、当然それはC Mの提供企業に対して弱いのが当たり前だと。

一方、公共放送は議会での監視を受けますから、与党、国会に対して弱いのも当たり前、でもそういうものの二元的な体制が、結果的に放送の多様性とかを維持できるのではないかと、こういうことの認識を最初に持ったわけです。

そうすると、公共放送とは何ぞやということになると、受信料によって担保されている放送ということです。

現在、どういう状態になっているかということ、法律上は受信契約の義務になっているわけで、受信料を払わなければいけないかどうかが、実は法律上不明確だと。ですから、私も、まず受信料の義務化といったのは、強制徴収とか、罰則化ということではなくて、まず公共放送が必要なんだと。公共放送というのは受信料に基づくものなんだと。このところを、まず明確にする必要はあるんだろうと。こういう認識に立ちました。

それから、その一方で、それだけでは全く問題が解決しないのは、話の途中でもちょっと触れましたけれども、フリーライドの存在でありまして、3割、場合によっては事業者の方を見ていくと、カメラはないんですが、放送局がいるかもしれませんが、テレビ局の中にある何百台のテレビなんて、あんなのは払っていないわけですから、ですから、要するにそういうところの問題。病院の部屋のテレビもそうです。もしかしたら、それが5割だとすると、もし強制徴収した瞬間に半額になるわけで、実はフリーライドが存在することによって、真面目に払っている人が倍払っていると、こんなこともあって、それは放置できないだろうと。

1つのやり方は、スクランブルかけて払っていない人は、もう見られないよというのがシンプルなやり方で、貴会議がその点について議論を重ねてきたことも十分承知しております。

しかし、そうすると、逆にW O W O Wなど、公共放送としての性格が十分担保できるかということ、その辺も微妙だなというところで、我々は即座にそういうスタンスは取らなかったわけです。

結果的に公共放送としてのチャンネルも絞り込みますし、それからガバナンスもしっかり強化するし、収益事業は外に出すし、それから余ったチャンネルに対しては、そこはC MモデルかW O W O W型の、スクランブルモデルかわかりませんが、ちゃんとそこでやれと。本体が、娯楽、スポーツをやるにしても、本体の公共性のグレードというのは、みんなが見る範囲でもう少し上がるだろうと。そういうもののプロセスを全部経た上で、罰則化みたいな方法、要するにフリーライドの問題をしっかりとやらないと、結局国民の不公平感は収まらないだろうと、こういう意識で、そこは非常につらいところだったんです。

ただ、もう一つ言いたいのは、N H Kが今の受信料のようなあいまいな形だから自由闊達に放送できているんだというようなことを言いますけれども、それはB B Cにしても、世界の公共放送にそういうことを言ったら失礼で、義務化、罰則化の中で自由闊達にやっ

ているところは腐るほどあるわけで、そのことが制約になるとは思えないと。だけれどもすぐ解決するにはいろいろな問題があって、最初の鈴木代理の御質問に答えたときのように、デジタル化とか、空きチャンネルが出たときのスクランブル化とか、その空きチャンネルが出てそこに娯楽部門が移っていけば、本体の方の公共性は自動的にグレードアップするんじゃないかとか、そういう流れの中で義務化、罰則化の受信料の問題を考えたいわけです。

そうすると、それだけでもものすごく増えてしまうので、どこまで書き込めるかわかりませんが、私どもが議論してきた経緯とか、真意はそういうところにございます。

○鈴木議長代理　だから、さっきも念を押しましたが、そういう公共性についてしっかりとした議論をして、その範囲を、税金で賄うのだから、縮減する方向で考えて、縮減された部分は契約チャンネルの方に移行すべきだということです。そういうコンセプトを報告の中に盛り込んでくださいということを、もう一回念を押しておきます。

○宮内議長　どうぞ。残り時間の関係で、ちょっと手短にお願いできればと思います。

○黒川委員　問題意識は、ほぼ同じだったということはわかったんですけども、基本的には9本の法律をできたら1つの形に持っていくようなことができる。その意味というのは、2つの意味があると思うんです。

1つは、放送と通信という概念もあるけれども、ドミナントキャリアという概念と、それに対して競争している参入者の環境の話、それは放送についても全く同じで、放送の場合は特にNHKにも問題があるけれども、民放のサイドにも今の法体系というか、都道府県単位であることとか、さまざまな法体系上の問題があったと。

この9本が1本になっていくというところのイメージというのと、それが2011年がフルデジタル化ですよということと、それから1本の体系になっていくよというときの、2011年のイメージというんですが、それをこれからどういう法改正をしなければいけないかということは、すごく大変だと了解できまけれども、そのときの民放はどんな形に置かれているんだろうとか、それからレイヤー型で本当にいいのかどうか。イギリスなんかはどちらかというと、一体型で縦で考えた方がいいというところも出てきている。

そのときに、2011年にまだレイヤー型の競争の話をしていていいかどうかというか、アンバンドル化でマーケットを1つに設定して競争の話をするのがいいのか、時間は淡々と進んでいっていますから、今回、2011年をターゲットにしてレイヤー型にするというのは、EUや何かの競争政策とほぼ歩調が一緒だと認識しますけれども、彼らの方は、もうその次を考えている状態になっているということは、多分皆さんもわかっていらっしゃると思います。

そういう9本が1本になっていくときのイメージというのは、しかも全体の事業者というのがどんなイメージになるかということを示すことというのは、一番大きいテーマだと思うんです。

最初段階の「はじめに」のところ、そのところに当てはまるんだと思うんですけども、できたらその先、放送事業者とか、どういうコンテンツメーカーとか、どういう状

況の競争環境になっているのかというのが、もう少し、２ページぐらい増やしていただきたい。先が見えるという形になったらどんなにいいかというふうに思いました。あとのことに関して、我々がテーマとして出しているＮＨＫ問題とか、ＮＴＴの問題に関しては、鈴木議長代理と松原座長の意見というのは、すごく合っているという感じがしましたけれども、その先、やはりもう一歩何か踏み越えて、せっかくみんなで議論されているところの先というのが、どんなものなのかというのを見せてもらえたらどんなにありがたいかと思いました。

○松原座長　まず、今、縦で９本になっている法律を１本になるかどうかは、ちょっと別だと思っていまして、レイヤーごとに分けますから、横では勿論複数になるかもしれません。

それから、伝送に関する法律が全部１本で済むかどうかということ、そこもちょっと微妙なものだと思っています。

正直申し上げて、今の段階でそういう横割り型の、レイヤー型の法律のイメージを詰めて議論して、イメージをお示しするのは、申し訳ないんですけども、ちょっと無理でございまして、ただ、どういう問題意識を我々が抱えていたかということ、例えば放送だけについてみても、今は事業者が３５０ぐらいあるんですか、地上波が１２７です。地上波とＢＳ、ＣＳなんかは全く同じ規律でいいのか、コンテンツを含めて、その辺りは見直していかなければいけないかもしれない。

では、それを完全にブレークダウンしてしまって済むかということ、そうではないとすると、１２７の地上波と、それ以外を分ければそれでいいのかということ、どうもそうではなさそうだと。

でも、それ以外のＢＳ、ＣＳ等を見ていったときに、では放送法の規律の外にあるＧｙａ Ｏのような、全く番組準則とかを受けない事業者とどちらが社会的影響力があるかということ、もしかしたらＧｙａ Ｏの方が大きくなりつつあるかもしれない。でも、そこに新たに規制をどうやってかけて、あるいはそのことが本来自由であるインターネットの世界に新たな規制を持ち込むことについての躊躇もあるわけです。

それから、逆にＮＴＴのような、どこまでドミナント性が解消されるかどうかはわかりませんが、そういう強い企業が、コンテンツの方にどんどん出ていくことに関して、それで果たしていいのかという問題もきつと残ると思っていまして、そういう複雑な連立方程式の解でなければいけないという議論はいたしました。

しかし、来るべきイメージについては、正直でき上がっておりませんで、是非そういう問題意識を生かした形で、これから作業を総務省なりの中で進めていただきたいという範囲の提言に残念ながら今回はとどまってしまう。

○宮内議長　鬼木専門委員、どうぞ。

○鬼木専門委員　松原委員会は、大変画期的なお仕事をされたと個人的には思っておりまして、全般的な方向についてもほぼ賛成です。それだけに御苦労も多かったと思うんです。

が、御苦労ついでに、１つだけ要望を申し上げたいと思います。放送の７ページのこのところのＩＰマルチキャストに関する表現ですけれども、「技術の観点からは地域限定を設けるべきではない」と書かれています。しかし、第２パラグラフに「行政の側がその判断に積極的に関与することは適当ではなく、事業者が自らの判断及び関係者との協議により決定すべき」と書かれています。

残念ながら、これでは弱いのではないかという気がいたします。私の考えを申しますと、民放は全国に普及しているわけですが、１局しか視聴できない県がまだ２つ残っております。たしかそうですね。

それから、３局しか視聴できないところが４８都道府県の中の、たしか１０県もあるということで、東京は、５局か６局だと思いますけれども、大きな地域格差があります。電波だけに頼っていた時代は、混信の問題があるし、県の中でコマーシャル代金を調達する力つまり経済力が不足ということでやむを得なかったわけです。しかし技術が進歩して、まずはケーブルテレビが入って、次にＩＰマルチキャストです。新しい可能性が出てきたのに、一部の県の人、ほかで見られる放送を見ることができない。テレビは過去のものであるという議論が出てきているときに、過去のものさえも見ることができない状態にあるわけです。これを放置する、あるいは規制によって情報の流れを遮るのはいかなものかと思います。

つまりこれは単に技術の問題ではなく、u - J a p a nという目標、すなわち全国津々浦々に必要な情報を必要なときに届ける、あるいは必要な情報を取り入れることができるという目標自体にかかわる問題です。基本的には、今まで少数のチャンネルしか見られなかった人たちの便益を第一に考えるべきです。

１２７局の放送局の経営問題のお話も承りましたし、また経営がある程度困難になることも事実だと思いますが、新しい可能性が出てきたときに、従来の垣根をそのままにして、従来のビジネスモデルを１００％温存する形で政策を決めていたら、日本の進歩はないと思うんです。進歩が実現する場合には痛みが伴うわけで、たしかに地方の放送局の方は大変であろうと思います。しかし、その際に、後ろ向きに従来の壁を固執するのではなくて、視聴者・国民のために新しい可能性を開く方向で一緒にやってくれないかという形の表現があった方がいいのではないかと考えます。

もう一つ、例えば話をいたしますと、薄型テレビが急速に発展していて、価格も下がり、画面も大きくなって、急速に普及しています。これがたまたまですが、デジタル化の追い風になっているわけです。ラッキーなタイミングの一致だったと思います。

いま仮にこの薄型テレビのメーカーが、「どうも競争にはかなわぬ、価格がこんなに急速に下がっていったら、我々は経営をやっていけない。経営を守るために日本の地域を分けようじゃないか。関東地域は、例えば日立が受け持つ、関西は松下が受け持つ、四国・九州は東芝だというふうに地域割りして、メーカーは他社の地域では薄型テレビを売らないことを約束しよう。」と決めたとします。この状況は、民放がケーブル再送信を含め地

域割りになっていて、他局が進出できない現状と実質的に同じです。

この仮説例の場合は、当然公正取引に反する談合ということで、行政が何かをしなければならぬ状況です。幸い薄型テレビでは談合は行われなくて、日本全国で激しい競争が進められて、テレビ受信機メーカーの方は苦労されていると思いますが、その結果として、国民の福利が上がっている。

I P マルチキャストが 127 局の経営を困難にするという言葉が縛りになって、政策の足を引張るのは適当ではないと思いますので、ここの表現をもう少し変えていただけたらと要望します。

○宮内議長 どうぞ。

○松原座長 I P マルチキャストの扱いに関して、今、鬼木専門委員がお話になった点、これはおっしゃるように徳島とか佐賀県は県域免許で 1 局しか見られません。それから、山梨なんか非常に少ないわけです。I P マルチキャストを使えば、それ以外の放送局が見られると。これは国民にとって大変な便益だというのは、そのとおりだと思います。

実は、その点については、C A T V の再送信同意みたいな形で、むしろ今どこが問題になっているかというところ、見られないところに、ほかのネットが見られるようになるという話よりは、要するにある県域で同じ東京のキー局から流れてくるのを電波で流せば、自分たちが経由することで C M 料も何も入ると。でも、東京からダイレクトで来てしまうと、電波で見ると地元経由で、I P で見ると東京の方がダイレクトでということになると、非常に地方局の経営が厳しくなると。

ですから、全く見られないところが新たに見られるようになるという問題は、当然推進しなければいけなくて、その一方で、経営の問題となると、むしろおっしゃった問題よりは、同じ系列のものを自分たちを経由して電波で流せば、ちゃんと C M 料とか収入が入るのに、東京から即見られてしまったら、その手段が取られると、これが地方局にとっては I P マルチキャスト再送信の際の経営上の非常に大きな懸念になっているわけです。

ですから、その辺りのところを、今、文章は全部ペンディングでして、大分、今、修正している最中なんです。私も御趣旨の点は全く賛成でありまして、特にワールドカップなんかは、民放が取ったおかげで見られないという県が出てしまうわけですから、まさにおっしゃるとおりです。そんなのを否定するような形は絶対にしてはいけなと。

その一方で、今、申し上げたように、同じ局のを東京から見られてしまうと困るよみたいなところは、非常に経営的な話になってきてしまって、そこが今、悩んでいる最中だということでございます。趣旨は非常によく理解できます。

○宮内議長 まだいろいろ御議論があろうかと思いますが、時間が少し過ぎてしまいました。

本日は、松原座長から現在の報告書案の内容につきまして非常に詳細な御説明をいただき、大変有意義な会合を持たせていただきました。おっしゃいましたとおり、まだペンディングの部分が非常に多いと思いますが、私どもと非常に問題意識あるいは具体的提案につ

きましても、同じ方向性という共通点が非常に多いことを感じたわけでございますけれども、是非こういう中身で御決定いただき、それが実現するという方向に、また総務省の幹部の皆様方にもそういう方向性で御尽力いただきたいということをお願い申し上げます。私どもといたしましても、本日の議論を踏まえまして、私どもの答申のとりまとめに際しては、更に検討を深めさせていただきたいと思っております。

今後とも松原座長、あるいは総務省の皆様方と引き続き、いろいろな議論を深めさせていただき、またはお教えいただき、意見交換をさせていただくということができればと、この場を借りまして、お願い申し上げたいと思います。

それでは、時間が過ぎてしまいましたが、本日の公開討論は、以上をもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。